

グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部 開催要綱

(目的)

第1条 MICE 誘致・開催における中核であるコンベンションビューローの機能強化に向けて、「グローバル MICE 都市」を中心とした各都市間の情報共有・課題抽出の場を設け、各都市が自律的に MICE 競争力強化を図る機運を醸成することを目的として、グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(役割)

第2条 対策本部においては、各都市が誘致に成功した案件や開催時の地域連携の成功事例、規制・法制が要因で誘致決定に至らなかった事例等を共有するとともに、国際会議等の誘致にかかる課題のうち国の規制に係るものについては、MICE 推進関係府省連絡会議等で検討を行う。

(対策本部事務局長)

第3条 対策本部には、グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部事務局長（以下、「事務局長」という。）を置く。

2 事務局長は、観光庁審議官をもって充てる。

(構成)

第4条 対策本部は、「グローバル MICE 都市」となっている都市の自治体およびコンベンションビューロー、経済産業省、観光庁、国際観光振興機構、日本貿易振興機構をもって構成する。

(運営)

第5条 対策本部は、事務局長が議事運営にあたる。

2 事務局長は、必要に応じて、構成員を追加することができる。

3 事務局長は、必要に応じて、連絡会議の下にワーキングチームを置くことができる。

4 事務局長は、自らが本部に出席できない場合、構成員の中から事務局長代理を指名することとする。

(事務局の設置)

第6条 本部の事務局は、観光庁 MICE 推進室に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(その他)

第7条 上記の定めのない事項で、本部の運営に必要なものについては、別に定めることができる。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。